

工事等に係る設計金額の公表時期に係る基準

工事、委託（建設工事に係る設計、調査、測量若しくは監理、又は土木施設維持管理）（以下「工事等」という。）に係る設計金額は、原則事後公表（落札者決定後に公表）とする。

ただし、次の工事等は設計金額を事前公表（公告、指名通知又は見積依頼時に公表）できる。

種 別	対象金額（税込み）
工 事 （1者のみから見積書を徴する随意契約をするものを除く）	1,000万円未満
建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託 （1者のみから見積書を徴する随意契約をするものを除く）	500万円未満
土木施設維持管理の委託 （1者のみから見積書を徴する随意契約をするものを除く）	500万円未満

なお、契約の性質等により決裁権者がこの基準によりがたいと判断したものについては、この基準を適用しないことができる。

（適用日）

- 1 この基準は、令和5年11月1日以降に公告又は指名通知する競争入札及び見積書を徴取する随意契約に適用する。
- 2 上記1にかかわらず、令和5年10月31日までに公告又は指名通知した競争入札については、従前の例によるものとする。